

平和ガイド人材育成事業補助金 公募のよくある質問

令和8年6月22日

No.	質問内容	回答内容
1	沖縄県平和ガイド人材育成事業補助金実施要領 第2(4)補助対象外経費 ア 補助事業者の役員の人件費について NP0 法人において役員報酬を受け取っていない無報酬役員も、補助対象外経費として取り扱われるのでしょうか。	実施要領に記載されているとおり、補助事業者の役員の人件費は、報酬の有無にかかわらず補助対象外経費となります。
2	公募様式 別紙2「暴力団等に該当しない旨の誓約書」及び共同企業体協定書について 公募様式の誓約書において、「政治団体、宗教団体、営利を目的とする団体その他交付をすることが不適当と認められる団体」に該当しないことを誓約する記載があります。 一方で、公募様式の共同企業体協定書では、代表事業者及び共同事業者の記載例として「株式会社〇〇〇」が示されています。 この場合、株式会社等の営利法人であっても、本補助事業の趣旨に沿い、公益性を有する平和ガイド人材育成事業を実施する場合には、補助事業者又は共同企業体の構成員として応募可能という理解でよいのでしょうか。 また、誓約書にいう「営利を目的とする団体」とは、法人格として株式会社等であること自体を指すものではなく、本補助事業を主として営利又は私益の獲得を目的として実施する場合を指すものと理解してよいのでしょうか。	株式会社等であっても、本補助事業の趣旨に沿い、公益性を有する平和ガイド人材育成事業を実施する場合には、補助事業者または共同企業体の構成員として応募いただくことが可能です。 誓約書に記載されている「営利を目的とする団体」とは、法人格が株式会社などであること自体を否定するものではなく、本補助事業において主たる目的が営利や私益の獲得である場合を指します。

3	公募要領２（３）及び公募様式「共同企業体協定書」について 法人と法人格を有しない任意団体が共同企業体を構成して応募することは可能でしょうか。	法人および法人格を有しない任意団体が共同企業体を構成して応募することも可能です。
4	公募要領５（１）及び実施要領第２（４）アについて 公募要領及び実施要領において「補助事業者の役員の人件費」補助対象外とされていますが、法人格を有しない任意団体における「役員」とは、どのような者を指しますでしょうか。 また、法人又は任意団体の「役員」が、専門的知見に基づき講師、フィールドワーク案内者等として従事する場合、講師謝金又はこれに類する経費として補助対象となる余地はありますでしょうか。	公募要領および実施要領における「補助事業者の役員」とは、法人の場合、定款や法令により定められた取締役、代表者等を指します。任意団体の場合は、その団体において運営や意思決定の重要な役割を担う者、すなわち理事や代表者など、内部規程等に基づき組織運営に責任を持つ者を指します。 また、役員であっても、講師やフィールドワーク案内者など、専門的知見に基づく業務に専従し、その対価として支払われる謝金等は、適正かつ合理的な場合は、「講師謝金」として補助対象となります。
5	交付要綱別表の補助対象経費について 交付要綱別表において、旅費については講師旅費のみが補助対象経費として記載されています。 本補助事業の一環として、県外又は県内離島等で実地研修、視察、フィールドワーク等を実施する場合、講師以外の者、具体的には研修を受講する参加者、引率者、事務局職員、運営補助者等の交通費及び宿泊費は補助対象となり得るでしょうか。	交付要綱別表の補助対象経費において、旅費は「講師旅費」のみが明示されていますが、本補助事業における実地研修、視察、フィールドワーク等で発生する引率者、事務局職員、運営補助者の交通費および宿泊費は、補助対象とします。

6	公募様式 別紙1「沖縄県平和ガイド人材育成事業計画書」及び収支予算書について 補助事業として実施する講座、研修、フィールドワーク等について、受講者又は参加者から参加費、資料代等の収入を得ることは可能でしょうか。 可能な場合、これらの収入は収支予算書及び収支決算書にどのように記載すればよいでしょうか。 また、当該収入は補助事業者の自己負担分又は補助対象外経費に充当することが可能でしょうか。補助対象経費又は補助金交付額の算定に影響がある場合は、その考え方をご教示ください。 あわせて、補助事業の公益性を確保しつつ、自己負担分や継続的な運営に必要な経費を賄うために参加費、資料代等による収入を得ることは、誓約書にいう「営利を目的とする団体」又は営利目的の事業には該当しないという理解でよいでしょうか。	補助事業として実施する講座、研修、フィールドワーク等において、受講者から参加費、資料代等の収入を得ることは営利を目的とした過度な徴収ではなく、実費相当であれば可能です。その収入の取り扱いについては以下の通りです。 収支予算書および収支決算書には、参加費や資料代として得られる収入を「事業収入」欄に正確に記載してください。収入がある場合は、その分を控除した実質的な補助対象経費が反映されることになります。 参加費等の収入は、補助対象外経費に充当することが可能ですが、収入分は補助対象経費の算定に影響を及ぼし、補助金交付額の基礎となる経費から差し引かれます。 補助事業の公益性を確保しつつ参加費、資料代等の収入を得ることは、「営利を目的とする団体」または営利目的の事業に該当するものとはなりません。
---	--	---

7	補助事業により作成する成果物の権利帰属、有償頒布及び収入の取扱いについて 補助事業により作成した教材、冊子、映像、研修資料、ガイドマニュアル等の成果物について、著作権その他の権利は補助事業者に帰属するという理解でよいでしょうか。 また、成果物の著作権その他の権利が県に帰属する場合、又は県に利用権等が認められる場合、補助事業開始前から団体又は関係者が有している講座記録、原稿、写真、映像、資料等を、補助事業において編集、再構成又は一部活用したとき、当該既存資料の権利や利用についても制限等の対象となりますでしょうか。 あわせて、当該成果物を事業期間中又は事業終了後に有償頒布することは可能でしょうか。可能な場合、その収入は収支予算書及び収支決算書にどのように記載すればよいでしょうか。補助対象経費又は補助金交付額の算定に影響がある場合は、その考え方をご教示ください。	補助事業により作成された教材等の成果物の著作権その他の権利は、原則として補助事業者に帰属します。実施要領第3(5)履行義務キでは、「補助事業で得た成果をもって、沖縄県の平和行政及び平和継承に貢献すること」と記載しております。 事業期間中に補助事業の成果物を有償で頒布することは、営利を目的とした過度な徴収ではなく、実費相当であれば可能です。ただし、その収入については収支予算書及び収支決算書の「事業収入」欄に正確に記載してください。収入がある場合、その分は補助対象経費の算定に影響を及ぼし、補助金交付額の基礎となる経費から差し引かれます。 事業終了後に補助事業の成果物を有償で頒布することも、営利を目的とした過度な徴収ではなく、実費相当であれば可能です。
---	---	--

8	交付要綱第 15 条及び募集内容全般について 交付要綱第 15 条において、知事が必要と認める経費については、補助金交付決定額の 9 割を限度として概算払をすることができるとされています。 概算払を希望する場合の申請時期、対象となる経費、必要書類等をご教示ください。 また、本補助金について、補助申請額の下限金額、想定している事業規模、採択予定件数があればご教示ください。	申請時期は、補助金交付決定後であり、事業計画書などにより事業実施の見通しが確認できる時期となります。 対象経費は、補助金交付決定に基づく補助対象経費全般が該当しますが、事業計画書等を勘案し、必要と認められる額について概算払することになります。 必要書類は、概算払申請書、交付決定通知書の写し、事業計画書、概算払を希望する理由書等になります。 補助申請額の下限金額・規模等について設定しておりませんが、その内容が沖縄戦の実相と教訓を次世代に継承する平和ガイドの育成・確保に資する適切な取り組みである必要があります。 令和 8 年度の採択予定件数は 2 件から 4 件程度を見込んでいますが、応募状況により変動することがあります。
---	--	--

9	公募要領3及び応募申請書の添付書類について 公募様式に共同企業体協定書が含まれていることから、共同企業体による応募も可能と理解しております。 共同企業体として応募する場合、応募申請書の添付書類のうち、「団体等の収支予算書」「団体等の事業概要を記載した書類」「平和ガイド育成に関する実績又はノウハウを証する書類」については、共同企業体としての事業計画、収支予算、実施体制、構成員の役割分担及び構成員全体の実績・ノウハウを一体的に整理した書類として提出することでよいでしょうか。 また、「団体等の定款、会則、規約又は法人登記等これに準ずるもの」については、代表事業者及び共同事業者それぞれの組織概要を確認できる書類を添付するという理解でよいでしょうか。	応募申請書の添付書類のうち、「(4) 収支予算書」「(5) 団体等の定款、会則、規約又は法人登記等これに準ずるもの」「(6) 団体等の事業概要を記載した書類」「(7) 平和ガイド育成に関する実績又はノウハウを証する書類」については、代表事業者および構成員それぞれに作成いただき、書類提出をお願いします。
---	--	--